

# 神戸市中小法人等の 家賃サポート緊急一時金

募集要項 (申請の手引き)



# 1. 家賃サポート緊急一時金とは？

## 家賃サポート緊急一時金とは？

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う営業時間短縮や外出自粛要請等の影響によって売上が減少している中小法人等の事業継続を支援するため、神戸市内で事業のために賃借している建物の1か月分の家賃相当額の半額を一時金として交付します。

## 対象者

以下のいずれかを満たす中小企業および個人事業主が対象です

- [「中小企業庁の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」](#)※<sup>1</sup>を受給した方
- 「都道府県等が実施する協力金」※<sup>2</sup>を受給し、「売上げと協力金※<sup>3</sup>の合計」が、前年もしくは前々年の売上げと比較して50%以下になる月がある方

※1 緊急事態宣言に伴う営業時間短縮や外出自粛によって売上げが減少した中小企業者・個人事業者の皆様へ、中小企業庁が一時支援金を給付する制度

※2 営業時間の短縮要請にご協力いただいた飲食店を運営する事業者の皆様へ、都道府県が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いて協力金として支給する制度です。兵庫県では、[「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」](#)として支給

※3 兵庫県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の場合は、  
1日あたり6万円もしくは4万円/店舗×当該月の時短営業日数で計算される金額

## 交付額

2021年1、2、3月分の家賃の平均額の半額

計算式：（1月分の家賃+2月分の家賃+3月分の家賃）÷3ヶ月÷2

※ 1事業者あたり最大50万円

## 1 家賃サポート緊急一時金とは？

### 申請の期間

2021年4月28日（水）から2021年7月30日（金）まで

※ オンライン申請 7月30日（金）23：59まで

※ 郵送申請 7月30日（金）消印有効

申請は一度限りです。（複数回の申請を行うことはできません。）

### 申請の手続方法

パソコンやスマートフォンで家賃サポート緊急一時金のホームページにアクセスしていただき、オンラインから申請の手続をお願いします。



【申請用URL】

<https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/smart-apply/apply-custom/yachin-support>

郵送での申請をご希望の場合は必要書類を準備の上、下記住所までご郵送ください

〒650-0021

兵庫県神戸市中央区三宮町 1 - 1 - 1 新神戸ビル4階

神戸市家賃サポート緊急一時金事務局 宛



### ○オンライン申請と郵送申請

	申請者種別	申請方法
一時支援金のみを受給	すべての方	オンライン申請 または 郵送申請
協力金を受給	下記に該当しない方	
	いずれかに該当する方 ・ 兵庫県以外から協力金を受給している ・ 申請にあたって特例適用をする	郵送申請のみ

## 2 対象者の詳細

### 問い合わせ先

神戸市家賃サポート緊急一時金コールセンター

電話：078-600-2271（受付時間：平日9時～17時）

メール：[yachin-support@kobe.graffer.jp](mailto:yachin-support@kobe.graffer.jp)

## 2. 対象者の詳細

### 対象となる事業者

- 2021年3月1日時点で中小企業(※1)または個人事業者であること
- みなし大企業でないこと(※2)
- 2019年以前から事業を行っていること（新規開業した事業者は特例あり）
- 2019年又は2020年（申請者がいずれかの年を選択）の1月から3月までをその期間内に含む全ての事業年度及び期間に事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- 市税に滞納および未申告の税額がないこと

### ※1中小企業とは？

業種	資本金	従業者数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

ただし、サービス業のうち、ホテル・旅館は、中小企業信用保険法に定める旅館業の規定により、従業者数は200人以下。

（中小企業基本法で定められている業種以外であっても、特定非営利活動法人（NPO法人）や公益法人の他、資本金の額や出資の総額等もしくは従業員数が上記の範囲内であれば対象者となる場合があります。）

## 2 対象者の詳細

### ※2みなし大企業とは？

以下のいずれかに該当する中小企業

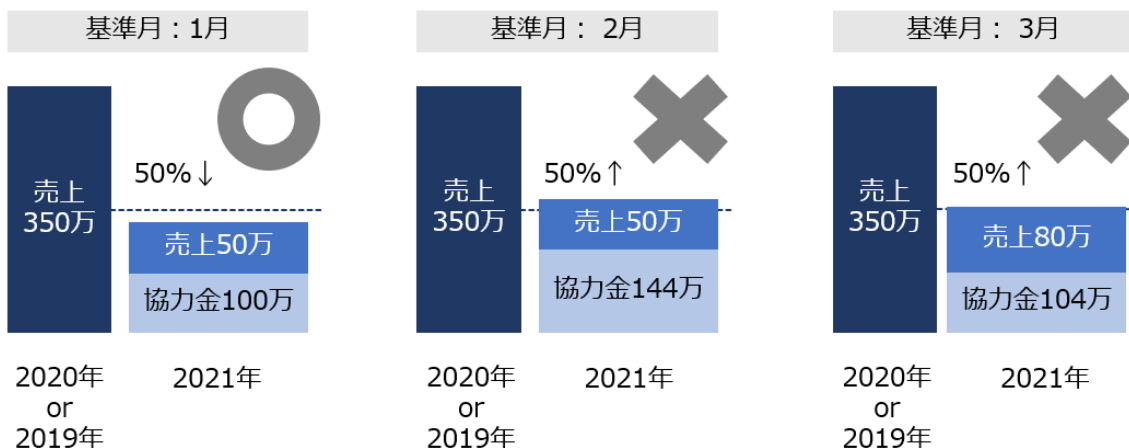
- 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
- 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

### 受給資格

- 中小企業庁「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を受給していること
- 「都道府県等が実施する協力金」を受給した事業者であって、以下の売上要件を満たしていること。

### 売上要件

A：2021年1月から3月のいずれかの月（以下、基準月）の売上げに「B：協力金のうち基準月の金額」を加算した額が「C：2019年又は2020年（申請者がいずれかの年を選択、以下、基準年）の基準月の売上げ」と比較して50%以上減少していること



## 2 対象者の詳細

### B：協力金のうち基準月の金額の計算方法

月をまたいで協力金を受給している場合、基準月に受給した分の協力金を計算します。

地方公共団体によって協力金の制度が異なり、それに伴って計算方法も異なります。

#### 例 1：時短営業日数に応じて支給される協力金の場合（兵庫県など）

基準月の時短営業日数にその日の協力金の支給額を乗じて算出します。


○兵庫県の店舗（水曜定休日）が1月を基準月とした場合


兵庫県の協力金の制度

1月12日・13日：4万円/日    1月14日～2月7日：6万円/日（定休日除く）

1月の時短営業状況

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6 定休日	7	8	9
10	11	12 時短営業	13 定休日	14 時短営業	15 時短営業	16 時短営業
17 時短営業	18 時短営業	19 時短営業	20 定休日	21 時短営業	22 時短営業	23 時短営業
24 時短営業	25 時短営業	26 時短営業	27 定休日	28 時短営業	29 時短営業	30 時短営業
31 時短営業						

 時短要請に従った場合4万円を支給される日

 時短要請に従った場合6万円を支給される日

協力金のうち1月の受給額：4万円×1日 + 6万円×16日=100万円（定休日除く）

## 例 2 : 時短営業期間に対して一律に支給される協力金の場合（東京都など）

基準月の日数の内、協力金の支給対象となる日数にその日の1日あたりの協力金の支給額※を乗じて算出します。

○東京都内の店舗（水曜定休日）が3月を基準月とした場合の計算例

東京都の協力金の制度

2月8日～3月7日：168万円（一律支給、6万円/日）

3月8日～31日：124万円（一律支給、3/8～21：6万円/日、3/21～31：4万円/日）

※1日あたりの協力金の支給額が不明な場合は、支給元の自治体へご確認ください。

3月の時短営業状況

日	月	火	水	木	金	土
	1 時短営業	2 時短営業	3 定休日	4 時短営業	5 時短営業	6 時短営業
7 時短営業	8 時短営業	9 時短営業	10 定休日	11 時短営業	12 時短営業	13 時短営業
14 時短営業	15 時短営業	16 時短営業	17 定休日	18 時短営業	19 時短営業	20 時短営業
21 時短営業	22 時短営業	23 時短営業	24 定休日	25 時短営業	26 時短営業	27 時短営業
28 時短営業	29 時短営業	30 時短営業	31 定休日			

	時短要請に従った場合4万円を支給される期間
	時短要請に従った場合6万円を支給される期間

協力金のうち1月の受給額：6万円×21日＋4万円×10日＝166万円

## 2 対象者の詳細

### C : 基準年の基準月の売上げの計算方法

法人の場合・・・法人事業概況説明書の売上（収入）金額の基準月の金額

個人事業者（青色申告）の場合・・・青色申告決算書の月別売上（収入）金額の基準月の金額

個人事業者（白色申告）の場合・・・白色収支内訳書の売上（収入）金額の月平均

### 対象外の申請者（不交付要件）

---

次のいずれかに該当する事業者は対象外です。

- 過去に家賃サポート緊急一時金の交付を受けた事業者
- 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- 政治団体
- 宗教上の組織若しくは団体
- 暴力団、暴力団員、暴力団等と密接な関係を有する事業者
- 暴力団等が経営に事実上参画している事業者
- その他、神戸市が一時金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断した事業者

## 3. 交付の対象となる物件・経費

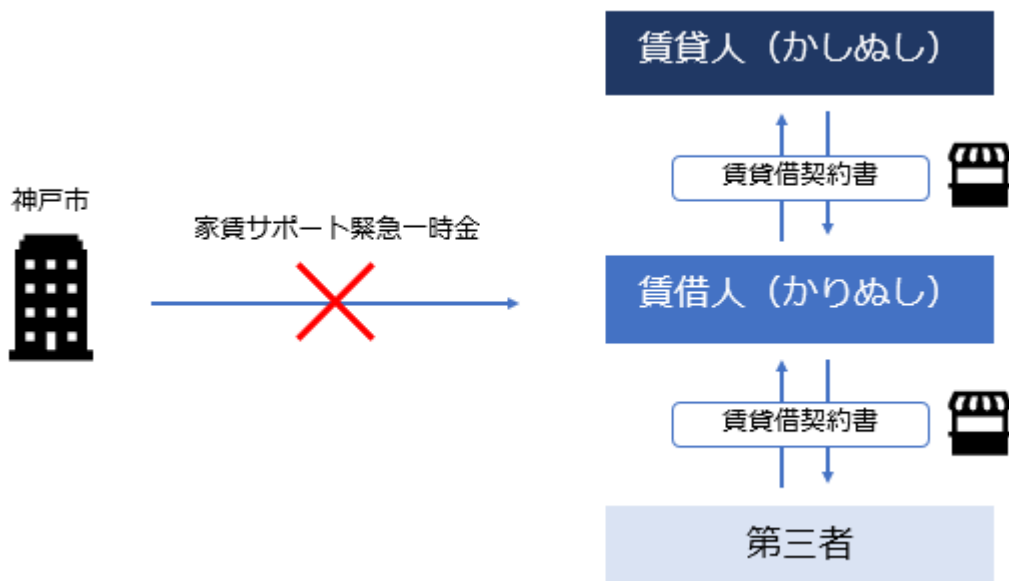
### 対象となる物件

以下を全て満たす物件が対象になります。

- 神戸市で事業のために賃借している物件
  - 住宅兼事務所の場合は、税務申告している家賃のみ対象
  - 国・地方公共団体から賃借している物件もしくは使用許可を得ている物件も対象
- 建物（外気分断性（壁等で囲まれている）、定着性（土地に定着している）、用途性（建物としてその用途性がある）を満たす建造物）である物件
  - 賃貸借契約に土地等の建物以外の賃借を含む場合は、建物部分の家賃のみ対象
- 2021年1月～3月に発生した家賃が支払済みである物件

### 対象外の物件

- 建物でない賃借物件  
動産・土地など
- 他者に転貸している物件

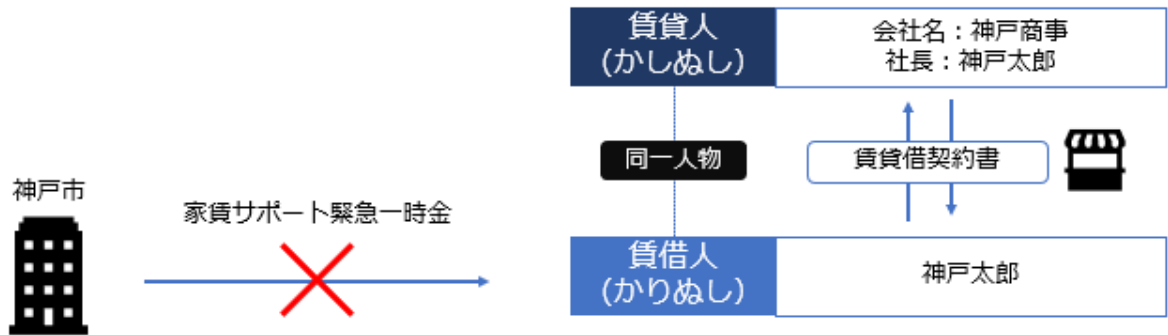


### 3 交付の対象となる物件・経費

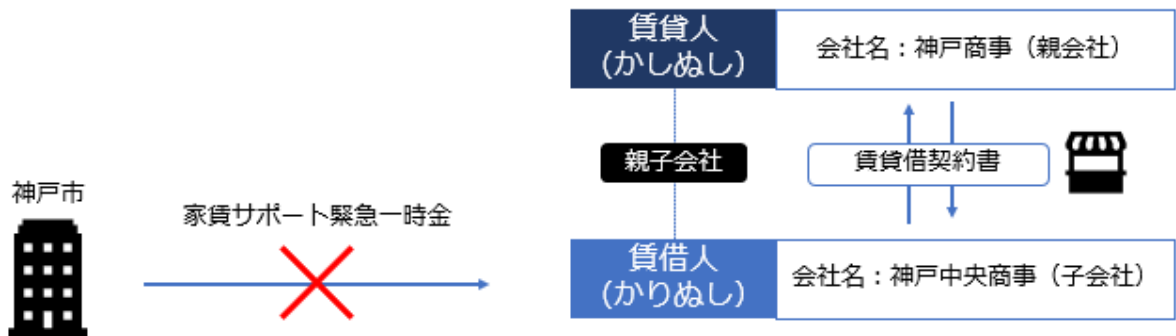
※賃借人が借りている建物を第三者に転貸（又貸し）している場合は今回の交付の対象とはなりません。一部転貸を行っている場合は、転貸をせず、自らが使用・収益する部分については、交付の対象となります。

### 3 交付の対象となる物件・経費

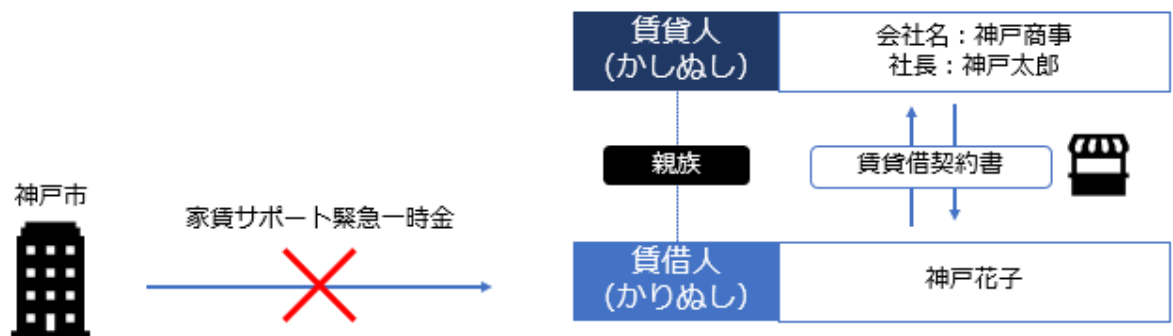
- 賃貸借契約の賃貸人と借借人が実質的に同じ人物の取引（自己取引）となっている物件



- 賃貸借契約の賃貸人と借借人が親会社または子会社との取引となっている物件



- 賃貸借契約の賃貸人と借借人が配偶者または一親等以内の取引（親族間取引）となっている物件



### 3 交付の対象となる物件・経費

- 法律上の原因なく又は違法に、使用及び収益している建物

例) 「転貸禁止物件を転貸者から賃借している」「不法占拠している建物を賃借している」等

#### 対象となる家賃等の経費

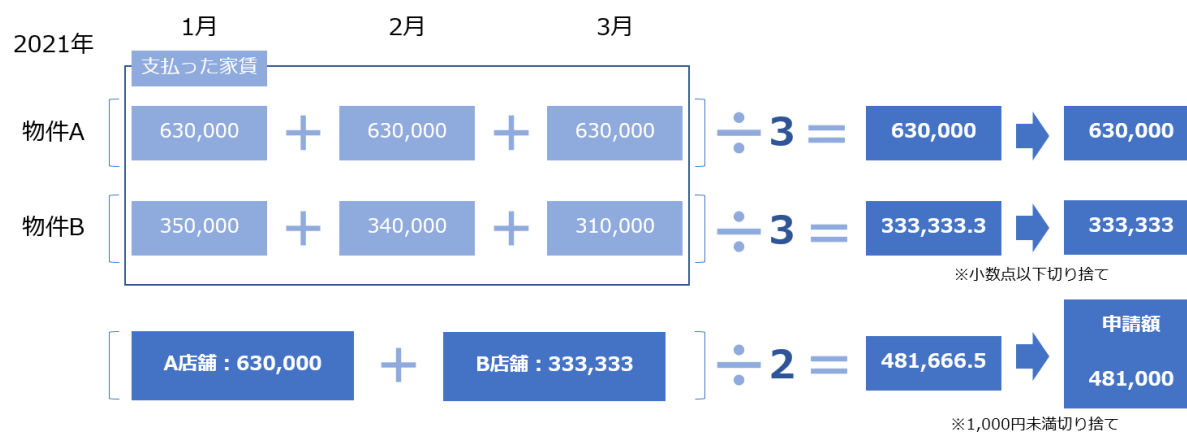
対象経費	家賃、共益費、管理費
対象外経費	消費税・電気代、水道代、ガス代・減価償却費・保険料・修繕費・動産の賃借料、リース料・契約関連費用（更新費、礼金、解約違約金など） ・敷金、保証金・不動産ローン返済額・看板設置料・販売促進費・テナント会費

## 4. 申請金額の計算方法

「交付の対象となる物件」の2021年1～3月に発生した家賃平均額の合計の1/2

端数は1,000円未満切り捨て。

具体例)



※家賃に管理費、共益費を含みます。

※消費税は除きます。

## 5. 申請方法

### 事前に準備が必要なもの

#### 共通

証明すること	申請方法	
	オンライン	郵送
申請内容		申請書（様式第1号）
複数物件の申請内容	画面で入力します	申請書（様式第1号の3）複数物件情報
誓約事項への同意		様式第2号 宣誓・同意書
物件の要件を満たしていること	賃貸借契約書の写し ※下記の場合は賃貸借契約等証明書（指定様式）でも可 ・賃貸契約に建物以外の賃貸借を含み、契約書に建物部分の賃料の記載が無い場合 ・その他、正当な理由により賃貸借契約書が存在しない場合等	
家賃の支払いが完了していること	家賃支払い証明書（領収書の写し・通帳の写しなど）	

#### 一時支援金受給者

証明すること	申請方法	
	オンライン	郵送
一時支援金を受給していること	一時支援金の給付通知書の写し	

#### 協力金受給者

証明すること	申請方法	
	オンライン	郵送
2021年の売上	2021年1月または2月または3月の売上台帳等	
2019年または2020年の売上	法人	法人事業概況説明書の控え
	個人（青色申告）	所得税青色申告決算書の1枚目と2枚目の控え
	個人（白色申告）	白色収支内訳書の1枚目の控え
※確定申告をe-taxで申告している場合	e-taxによる申告書	
※兵庫県以外の協力金を受給している場合	郵送申請のみ	申請書（様式第1号の2）協力金受給情報 協力金の支給決定通知書
※特例申請をする	郵送申請のみ	募集要項第6章を参照

#### 共通

- 神戸市内で賃貸借していることを証明するもの
  - 賃貸借契約書の写し
    - ◆ 契約期間に対象期間（1～3月）が含まれるものに限る
    - ◆ 必須事項：賃貸人・賃借人の氏名、物件名、賃料および共益費、管理費、契約締結日、賃貸借契約であることを示す記載事項
    - ◆ 使用許可を得ている行政財産の場合は、使用許可書に代替可

## 5 申請方法

- ◆ 下記に示す場合は、賃貸借契約に変えて賃貸借契約等証明書(指定様式)に代替可
  - ・ 賃貸借契約に建物以外の賃貸借を含み、契約書に建物部分の賃料の記載が無い場合
  - ・ その他、賃貸借契約書が存在しないまたは賃貸借の内容が異なる正当な理由がある場合など
- 家賃の支払いを証明するもの  
以下のいずれか
  - 銀行通帳（電子通帳含む）の表紙と支払実績が分かる部分の写し | 必須事項：口座名義人、振込先名、振込日付、振込金額
  - 銀行取引明細書（振込明細書） | 必須事項：同上
  - 賃貸人が発行した領収書の写し | 必須事項：賃貸人・賃借人の名義、支払い日、支払い額および押印
  - クレジットの利用明細の写しと銀行通帳（電子通帳含む）の表紙と支払実績が分かる部分の写し
    - ◆ クレジットでリボ払いもしくは分割払いを行っている場合は、完済していることが必要です。（クレジット会社が発行する完済証明書もしくは、2021年1～3月の家賃を含むクレジット利用明細書に加えて、繰越金額が0円となっているクレジット利用明細書およびそれぞれの銀行通帳（電子通帳含む）の表紙と支払実績が分かる部分の写しをご提出ください。）
- 受給資格を証明するもの
  - 一時支援金の給付通知書の写し  
または
  - 協力金の支給決定通知書の写し（兵庫県以外の協力金を受給された方のみ）
    - ◆ 兵庫県以外の協力金を受給した事業者は、受給した協力金のうち基準月にかかるものは全てご提出ください。

## 5 申請方法

### 協力金を受給している場合の2021年の売上げを証明するもの

- 売上台帳やその他確定申告の基礎となる書類など
  - 申請者名
  - 基準月
  - 基準月の売上合計額

### 協力金を受給している場合の2019年または2020年の売上げを証明するもの

- 中小企業

2019年または2020年1月～3月の売上金額を含む事業年度の確定申告の**法人事業概況説明書**の1枚目と2枚目の控え

The image displays two pages of the '法人事業概況説明書' (Corporate Business Overview Statement) form. The left page contains the header section with fields for company name, fiscal year, and reporting period, followed by a large table for detailed financial data. The right page shows the summary section, including fields for total sales, profit, and other key metrics, along with checkboxes for reporting methods and company status.

- 收受日付印、または電子申告の日時・受付番号（e-Taxによる申告の場合「受信通知」）があるもの
- 合理的な理由があれば、申告予定である2019年または2020年の1月～3月の月次の売上げを証明できる書類であって、税理士による署名がなされたものに代替することができる



## 5 申請方法

- 2019年もしくは2020年分の**白色申告収支内訳書**の1枚目の控え

- 収受日付印、または電子申告の日時・受付番号（e-Taxによる申告の場合「受信通知」）があるもの
- 2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、もしくはその他合理的な事由により提出できない場合は、当該年分の住民税の申告書類の控えで代替可能
  - ・ 住民税の申告書類の控えについても合理的な事由により提出できないと認められる場合は、2018年分の個人確定申告書の控えまたは2018年分の住民税の申告書類の控えで代替可能

### 建物以外の土地などの賃貸が契約に含まれている場合

賃貸借契約書から土地部分の賃料がわからない場合は、

- 別紙「賃貸借契約等証明書」

### 郵送で申請する場合

宣誓・同意書

## 5 申請方法

### オンラインの申請方法

オンラインから申請を行うと、入力内容に応じて自動で計算されたり、不正な値の入力を防止する措置が取られているため、スムーズに申請を行うことができ、その後の審査も円滑に進みやすくなります。

オンライン申請のご協力をお願いします。

※以下の条件に当てはまる場合はオンライン申請がご利用いただけません。

郵送にてご申請ください。

- 兵庫県以外の自治体から協力金を受給している
- 家賃をクレジットカードの分割払いで支払っている
- 各種特例を適用される

1. HPから「申請開始」をクリック
2. アカウント登録

入力画面を途中で離れても、直前のページまでの入力内容が保存されます  
申請が完了したあとも、申請履歴を確認できます  
過去に神戸市店舗家賃負担軽減補助金やチャレンジ支援補助金等へ電子申請された方で、すでにアカウントを登録している場合はそのままご利用いただけます

3. 申請情報を入力
4. 必要書類を添付

添付可能な画像ファイルはpdf, png, jpg, jpeg, gif, heif, heicです  
1ファイルあたり最大8MBまで添付可能です

5. 申請完了

## 5 申請方法

### 郵送での申請方法

---

1. 申請書をHPからダウンロード※
2. 申請書に必要な内容を記入
3. 必要な添付書類を準備
4. 申請書と添付書類をまとめて下記の住所へ郵送

#### 【郵送先】

〒650-0021

兵庫県神戸市中央区三宮町1-1-1 新神戸ビル4階

神戸市家賃サポート緊急一時金事務局 宛

(申請日は消印となります)

郵便事故に関しては対応できかねます。申請書の到着確認を希望する場合は、書留やレターパック等の方法にて郵送してください。

※以下に申請書類を設置しています。(2021年4月28日より設置)

神戸市中央区御幸通6丁目1-12 三宮ビル東館8階

神戸市経済観光局経済政策課緊急経済対策担当

## 6. 特例

一時支援金受給者および協力金受給者に対して、以下の特例を設けています。協力金受給者の方は、以下の各特例の売上げの計算の算定を行い、以下の提出物を提出してください。一時支援金受給者の方は一時支援金の受給にあたり、既に中小企業庁の審査を終えているため、以下の算定および提出物を提出いただく必要はありません。

### ● 新規開業特例

2019年1月から2020年12月までの間に法人を設立した、もしくは個人事業者として開業した場合。

売上げの計算にあたっては、開業年の設立日から同年12月までの月平均の売上げを基準月の売上げとして代替することが可能です。

#### ● 提出物

申請様式第1号の4 協力金情報及び売上関連情報（特例申請様式）※

法人の場合：履歴事項全部証明書（発行年月日が記載されたページを含む全ページ）の写し

個人事業主の場合：個人事業の開業・廃業等届出書の写し

※申請様式第1号の「3. 協力金情報及び売上関連情報」の箇所は記入不要です。

### ● 合併特例

売上げを比較する2つの月の間に合併を行っている場合。

売上げの計算にあたっては、合併前の各法人の基準年・月の売上げの合計を基準月の売上げとして代替することが可能です。

#### ● 提出物

履歴事項全部証明書（発行年月日が記載されたページを含む全ページ）の写し

合併前の各法人の法人事業概況説明書の写し

## 6 特例

### ● 連結納税特例

連結納税を行っている法人で、個別法人ごとに交付要件をみたす場合。

事業収入の証拠書類（法人事業概況説明書や確定申告書）を連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替することが可能です。

#### ● 提出物

連結法人税の個別帰属額等の届出書の写し（基準年の基準月を含むもの）

### ● 事業継承特例

売上げを比較する2つの月の間に事業の継承を受けた場合。

売上げの計算にあたって事業を行っていた者の基準年・基準月の売上げに代替することが可能です。

#### ● 提出物

個人事業の開業・廃業等届出書の写し

### ● 罹災特例

2018年または2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合。

売上げの計算にあたって、罹災した年またはその前年の売上げに代替が可能です。

#### ● 提出物

申請様式第1号の4 協力金情報及び売上関連情報（特例申請様式）※

罹災証明書等の写し（2018年または2019年に罹災したことを証明するもの）

※申請様式第1号の「3. 協力金情報及び売上関連情報」の箇所は記入不要です。

## 6 特例

### ● 法人成り特例

申請時点では法人であるが、2021年1月以降に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合。

売上げの計算にあたって、法人化前の売上げに代替することが可能です。

ただし、法人化前の個人事業者がすでに家賃サポート緊急一時金の交付を受けている場合は適応されません。

### ● 提出物

基準年の確定申告書

法人設立届出書の写し※1 または個人事業の開業・廃業届出書の写し※2

※1：「設立の形態」欄において、「1個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること

※2：「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること

履歴事項全部証明書の写し※3（発行年月日が記載されたページを含む全ページ）

※3：法人の設立年月日が2021年1月以降であること。

### ● NPO法人・公益法人等特例

特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合。

売上げの証拠書類（法人事業概況説明書や確定申告書）を基準年の基準月を含む事業年度の年間売上げが確認できるものに代替することが可能です。

### ● 提出物

基準年の基準月を含む事業年度の年間売上げが確認できるもの

## 7. 不正受給への対応

提出された基本情報等について、不審な点がみられる場合、調査を行うことがあります。調査を行った後、不正受給に該当することが判明した場合は、以下の措置を行います。

1. 一時金の全額に加算金等を加えた額の返還請求を行います。
2. 申請者の法人等の公表を行うことがあります。
3. 不正の内容等により、一時金の受給に関し犯罪事実があると思料するときは、不正に一時金を受給した申請者を告訴・告発します。